

多摩オリエンタル法律事務所弁護士報酬基準

第1章 総則

第1条 (目的)

この弁護士報酬基準（以下「本基準」という。）は、弁護士の報酬に関する規程（平成16年2月26日会規第68号）第3条の趣旨に従い、弁護士が事件受任に当たって受任の範囲を明確にし、その費用を明らかにすることによって、依頼人と弁護士の相互理解に基づく信頼関係を創設することを目的とする。

第2条 (定義)

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- ① 法律問題 法を適用しまたは法律関係を形成することにより解決できる依頼人の不都合
- ② 法律事件 法律問題を解決するために弁護士が受任する事件
- ③ 法律相談 法律問題の存否に関し口頭または文書による助言をする業務
- ④ 刑事事件 依頼人が罪を犯した嫌疑をかけられたことにより生じる法律問題につき解決すべき法律事件
- ⑤ 民事事件 相手方がいる法律問題のうち、刑事事件を除く法律問題を扱う法律事件
- ⑥ 手続代行 相手方のいない法律問題のうち、刑事事件を除く法律問題を扱う法律事件
- ⑦ 弁護士報酬 弁護士が法律事件を処理する労務乃至結果に対する一切の対価
- ⑧ 実費 書面印刷代、交通費、宿泊費、郵券代、印紙代、証拠収集費用、閲覧謄写費用その他、弁護士が法律事件を処理するにあたり当然に費やされる金銭的支出

第3条 (弁護士報酬等の定め方)

- 1 依頼人が支払うべき弁護士報酬、実費その他の金員（以下「弁護士報酬等」という。）の額、支払時期および支払方法は、本基準を斟酌して、弁護士と依頼人の合意によって定める。
- 2 依頼人が支払うべき弁護士報酬等の額を定めるにあたっては、法律事件の処理の難易、緊急性、依頼人の経済状況、法律問題を解決するべき必要性の度合、契約時における弁護士報酬等の相場、弁護士が法律事件を受任するに至る経緯その他の事情により、本基準により算出される弁護士報酬等の額を増減することができる。

第4条 (弁護士報酬の種類)

弁護士が依頼人に請求する弁護士報酬の種類は、次の各号の定めるところによる。

- ① 相談料 法律相談の対価
- ② 着手金 法律事件を処理する前に依頼人が支払うべき弁護士報酬
- ③ 中間金 法律事件を処理する途中で依頼人が支払うべき弁護士報酬
- ④ 報酬金 法律事件の処理が終了したときに依頼人が支払うべき弁護士報酬
- ⑤ 顧問料 法律相談を継続的に受任することの対価

第5条 (弁護士報酬の支払時期)

依頼人が支払うべき弁護士報酬の時期は、特段の合意がない限り、次の各号の定めるところによる。

- ① 相談料 法律相談が終了した時
- ② 着手金 弁護士が法律事件を受任した時
- ③ 中間金 弁護士が請求した時
- ④ 報酬金 弁護士が法律事件の処理を終了した時
- ⑤ 顧問料 毎月の末日。ただし、年額で定めた場合は、その年の12月1日。

第6条（弁護士報酬の支払方法）

- 1 依頼人は、現金または弁護士が指定する銀行口座に振込む方法により、弁護士報酬を支払う。
- 2 弁護士は、依頼人のための預かり金と未払いの弁護士報酬等を相殺することができる。この場合、弁護士は、預かり金と未払いの弁護士報酬等を相殺する旨を、予め依頼人に通知する。

第7条（消費税）

本基準で定める弁護士報酬等には、特段の定めがない限り、消費税を含む。

第8条（時間制）

- 1 事件の性質により、依頼人との合意に基づき、1時間あたり2.2万円以内の単位時間額に法律事件の処理に費やした時間を乗じた額を弁護士報酬とすることができる。
- 2 前項の中間金および報酬金を請求する場合、弁護士は、請求時まで法律事件の処理に費やした時間を依頼人に通知する。

第9条（実費の負担と支払い方法）

- 1 実費は、依頼人の負担とする。
- 2 依頼人は、弁護士から請求があった場合、実費を直ちに支払う。
- 3 弁護士は、法律事件を受任するにあたり、依頼人に、概算を示して実費の前払いを請求することができる。

第10条（実費の計算）

- 1 書面印刷代は、当該法律事件に関し、依頼人及び事務所外の第三者に交付する書面を作成し、又は依頼人及び事務所外の第三者よりファクシミリで書面を受領し、これを印刷した場合に、その書面を白黒印刷で作成した場合とカラー印刷で作成した場合の分類に応じ、以下の各号にしたがって計算した額を請求する。
 - ① 白黒印刷の場合 作成した書面1枚につき10円
 - ② カラー印刷の場合 作成した書面1枚につき30円
- 2 交通費は、多摩オリエンタル法律事務所の職員が事務所外の目的地に旅行した場合に、多摩オリエンタル法律事務所から当該目的地まで、経済的に合理的な経路で往復したときの交通費相当額を請求する。
- 3 証拠収集費用は、証明書発行手数料及び証明書発行請求にかかる往復の郵券代について請求する。
- 4 宿泊費は、多摩オリエンタル法律事務所の職員が宿泊を伴う出張をした場合に、職員1人あたり1泊につき1万円を請求する。

第11条（法律事件の処理が途中で終了した場合）

- 1 法律事件の処理が途中で終了した場合、事由の如何を問わず、受領した着手金および中間金は返還しない。
- 2 法律事件の処理が途中で終了した場合、報酬金は、その処理が完了したならば請求できた報酬金にすでにした処理の割合を乗じた額とする。

第2章 法律相談

第12条（相談料の定め方）

- 1 相談料は、法律相談に費やした時間30分あたり4400円とする。
- 2 書面作成を伴う法律相談の相談料は、前項の相談料に、作成した書面1通あたり1.1万円を加えた額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、顧問契約を結んでいる依頼人から法律相談を受けた場合、相談料は請求しない。

第13条（削除）

第14条 (契約書等の診断)

- 1 第8条の規定に係わらず、契約書、社内規則その他の法律文書に関する法律相談で、適正な文書内容を書面で回答するものについては、法律文書の頁数に応じ、下記のとおりとする。

法律文書の頁数	相談料
5頁以下	1. 1万円
6頁以上	1. 1万円に、5頁を超える頁数に2200円を乗じた額

- 2 前項の頁数は、法律文書を、1行37字、26行の書面に換算して算出するものとする。

第15条 (顧問)

前3条の規定にかかわらず、継続的に法律相談を受け付ける契約（以下「顧問契約」という。）の顧問料は、その契約内容に応じ、月額5.5万円とする。ただし、この金額は、顧問業務の内容と顧問先の事業規模により増減することがある。

第3章 刑事事件

第16条 (刑事弁護)

- 1 刑事弁護（少年事件の付添人活動を含む。）の着手金は、33万0000円とする。ただし、裁判員裁判対象事件の起訴後刑事弁護の着手金は、110万円とする。
- 2 刑事弁護の報酬金は、その結果に応じ、下記のとおりとする。

	被疑者段階で釈放	無罪、公訴棄却、少年事件の不処分	執行猶予、少年事件の保護観察処分	その他
一般事件	33万円	55万円	33万円	11万円
裁判員対象事件	33万円	220万円	220万円	110万円

第17条 (保釈等)

- 1 弁護士が保釈請求をして保釈許可決定が出た場合、中間金として11万円を請求する。
- 2 弁護士が、少年の付添人として家庭裁判所裁判官または調査官と面談し、少年鑑別所送致決定がなされなかった場合、中間金として11万円を請求する。

第18条 (法律扶助事件等の除外)

- 1 法律扶助事件、国選弁護事件、国選付添人事件の弁護士報酬については、前2条を適用しない。
- 2 所属弁護士会の依頼により当番弁護士として出動して受任した事件については、前2条を適用せず、所属弁護士会の基準に従う。

第4章 民事事件

第19条 (着手金)

- 1 請求金額が100万円以下の事件または裁判所を介さなくても解決が見込まれる民事事件（以下「簡易な事件」という。）の着手金は、11万円とする。
- 2 裁判所を介した手続きが必要と見込まれる民事事件（以下「通常の事件」という。）の着手金は、33万円とする。ただし、事案の性質によって、これを減額することができる。
- 3 前項にかかわらず、通常の事件のうち、当事者間に認識している事実を争い争って証人尋問や鑑定その他の手続が必要となる民事事件（以下「複雑な事件」という。）の着手金は、55万円とする。ただし、事案の性質により、着手金を33万円まで減額し、または110万円まで増額することができる。
- 4 顧問契約をしている者からの依頼の場合、前項の着手金及び報酬金を、相当額減額する。

第19条の2（中間金）

簡易な事件として受任した事件の処理にあたり、裁判所を介した手続きに着手しようとするときは、事案の性質により、22万円以下の中間金を請求することができる。ただし、証人尋問や鑑定その他の手続が必要となる民事事件の場合は、99万円以下の中間金を請求することができる。

第20条（報酬金）

- 民事事件の処理が終了し、依頼人が経済的利益を得たときは、その得られた経済的利益の11%以下の金額を報酬金とする。ただし、簡易な事件の場合は、得られた経済的利益の17.6%以下の金額を報酬金とする。
- 依頼人が得た経済的利益が継続的な金銭給付の場合、1年間に得られる金銭的給付の総額をその経済的利益の額とみなす。
- 離婚その他の金銭的評価が困難な利益は、その経済的利益の額を300万円とみなす。

第21条（債務整理）

- 債務超過にあり、または債務超過に陥るおそれがある依頼人の債務を圧縮ないし免責させ、その経済的自立または清算を図る法律事件（以下「債務整理事件」という。）の着手金及び報酬金は、その処理方法に従い、下記のとおりとする。

処理方法	着手金	報酬金
個人の任意整理（債権者と個別に交渉・法的手続きをとって解決する方法。）	債権者1社あたり2.2万円	減額した債務額の11%及び回収した過払い金額の22%
個人破産または民事再生の申立て	事案の性質に応じ、16.5万円以上33万円以下とする。ただし、過払い金を回収したときは、回収した過払い金の22%を着手金に加算する。	なし
法人の債務整理（破産・民事再生・会社更生を含む。）	16.5万円以上。ただし、従業員の有無、事務所の明渡状況、法的整理の緊急性、預り金の額に応じ、相当額増額する。	なし

- 法人の債務整理事件と法人代表者個人の債務整理事件とを同時に受任する場合、前項の着手金及び報酬金を相当額減額する。
- 貸金業者との消費貸借契約が利息制限法上の制限利率を超えているために利息を払い過ぎてしまった場合において、その払いすぎた金員の返還を求める依頼は、債務整理事件とみなす。

第21条の2（事業再生の特則）

法人の債務整理であって、破産、民事再生、会社更生といった法的清算手続きを伴わない事件の着手金は、その売上金、負債額及び事件処理の内容に応じ、下記の通りとし、報酬金については請求しない。

	リスケジュール交渉	モニタリング報告書の作成
売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満の小規模事業者	33万円	1年あたり 16万5000円
売上げ10億円未満かつ有利子負債10億円未満の中規模事業者	66万円	1年あたり 33万0000円
売上げ10億円以上または有利子負債10億円以上の中堅規模事業者	99万円	1年あたり 49万5000円

第22条（民事法律扶助事件等の特則）

- 1 司法支援センターの法律援助決定を受けた依頼人の法律事件については、前2条を適用せず、司法支援センターが決定した額を着手金及び報酬金とする。
- 2 弁護士会主催の法律相談センターの法律相談に基づき受任した事件については、前2条を適用せず、所属弁護士会が策定した報酬審査基準による。

第5章 手続代行

第23条（手続代行の弁護士報酬）

- 1 事案簡易な手続代行の着手金は、5.5万円とし、報酬金は請求しない。
- 2 事案複雑な手続代行の着手金及び報酬金は、33万円以上とする。
- 3 第三者に提出する書面の作成代行を受任する場合で、その作成が複雑困難と認められる事件は事案複雑な手続代行とみなす。この場合、報酬金は請求しない。

第24条（会社設立の依頼の場合の特則）

- 1 前条の規定にかかわらず、会社設立の着手金は下記のとおりとする。

資本金の額	着手金の額
500万円未満	6.6万円
500万円以上1000万円未満	11万円
1000万円以上1億円未満	33万円
1億円以上	依頼人と協議して決める。

- 2 会社設立に際し法律文書を作成する場合、作成する法律文書の頁数に応じ、作成する法律文書1通あたり下記の金額を加算した額を着手金とする。

法律文書の頁数	加算する金額
5頁以下	1.1万円
6頁以上	1.1万円に、5頁を超える頁数に2200円を乗じた額

- 3 設立する会社の規模、組織の複雑さ、資金調達の方法その他の事情により、前2項により算出される着手金の額を増減することがある。

第25条（遺言書作成の特則）

- 1 第13条及び第22条の規定にかかわらず、遺言書作成の着手金は4.4万円とし、報酬金は請求しない。
- 2 第14条の規定にかかわらず、遺言書の管理に関する顧問料は、年額2.2万円とする。

第26条（民事法律扶助事件等の特則）

- 1 司法支援センターの法律援助決定を受けた依頼人の法律事件については、前2条を適用せず、司法支援センターが決定した額を着手金とする。
- 2 弁護士会主催の法律相談センターの法律相談に基づき受任した事件については、前2条を適用せず、所属弁護士会が策定した報酬審査基準による。

第6章 補則

第27条（その他の依頼に関する着手金及び報酬金）

本基準は、依頼人との合意に基づき、本弁護士報酬基準に定めがない契約をすることを妨げない。その場合の着手金、中間金、報酬金は、本弁護士報酬基準の定める法律事件のうち、もっとも当該契約の事案に近い類型の法律事件の弁護士報酬に準じるものとする。

附則

この報酬基準は、令和3年4月1日から適用する。